



第10章 計画の推進

1 市民・事業者の役割

(1) 市民・NPO

脱炭素社会づくりに向けて、市民一人ひとりが、これまで培われてきた高い市民環境力をもとに、環境への負荷を少なくする取組みを進めることにより「脱炭素型ライフスタイル」への転換を進めるとともに、気候変動影響への対応に関して準備しておくことが期待されます。

<期待される脱炭素化の取組み(例)>【一部再掲】

(省エネの推進)

- 買替えのタイミングなどで、光熱費の削減につながる省エネ家電・高効率給湯器等や次世代自動車を選択。

(省エネ建築物の普及)

- 住宅を新築する際は ZEH 化、リフォームする際は断熱化など性能向上による快適で質の高い暮らしの検討。

(再エネの利用・電化)

- 電力契約の切替えの際は再エネ由来の電気利用や、将来の脱炭素化や災害時対応を見据えた電化(太陽光発電+蓄電池)の検討。

(公共交通等の利用促進)

- 過度な自動車利用を見直し、環境負荷の低い鉄道やバス等の公共交通機関や自転車を利用。MaaS などの新しいシステムや、シェアリングによるサービス利用の検討。

(エシカル消費)

- 環境に配慮した原料・生産方法による商品の選択、物を長く大切に使用し、食ロスやプラスチックごみなどを削減。

(環境イベント等への参加)

- クールビズ・ウォームビズの推進、ノーマイカーデー・エコドライブの実施、エコライフステージへの参加。

(気候変動影響への適応)

- 熱中症の予防、台風や水害等の自然災害に対する準備。



(2) 企業

脱炭素社会づくりに向け、それぞれの事業所において、省エネルギーや省資源などに取り組み、その取り組み状況を積極的に情報発信・PRすることで、ESG 投資等に繋げ、脱炭素経営による企業の競争力向上を図るとともに、気候変動影響に対し、継続的、安定的に事業活動を実施していくための準備を進めておくことが期待されます。

<期待される脱炭素化の取組み(例)>【一部再掲】

(省エネの推進)

- 省エネ法等に基づく事業活動の省エネ化を推進。エネルギーマネジメントの活用などによるエネルギー消費量の把握。設備更新の際は省エネ設備を選択。

(省エネ建築物の普及)

- オフィスを新築する際は ZEB 化、改築する際は断熱化などによる性能向上を図り、快適なオフィス環境の整備を検討。

(再エネ 100%電力の導入・電化)

- 電力契約の切替えの際の再エネ 100%電力の導入や、将来の脱炭素化を見据えた電化の検討。

(脱炭素化ビジネスの拡大・創出)

- 脱炭素社会の実現に貢献する技術・サービスの拡大・創出。産学官で連携し、将来の脱炭素化に必要な技術開発の推進。MaaS などの新しいシステムや、シェアリングによるサービスの開発。

(働き方の転換)

- デジタル化や、テレワークの導入などの移動を伴わない環境に配慮したビジネススタイルの推進。

(環境イベント等への参加)

- クールビズ・ウォームビズの推進、ノーマイカーデー・エコドライブの実施、エコライフステージへの参加。

(環境情報の発信・公開)

- ESG 投資等を見据えた、自主的な取り組みや目標の達成状況など、脱炭素経営に関する情報の積極的な公表。

(気候変動影響への適応)

- 気候変動に伴う自然災害の増加等を考慮した、事業継続計画(BCP)の策定。EV・FCV の蓄電機能を活用した、災害時への備えを検討。



2 推進体制の整備

(1) 市民・企業・大学等と一体となった推進

本計画の基本的な考え方の基盤となっている「環境首都グランド・デザイン」では、「自分が変われば、まちが変わる。地域の取組みが世界を変え、地球を良くしていく」ことを前提に、わたしたち一人ひとりが主役となっています。

脱炭素社会づくりの担い手は、次の世代である若者世代を含めた、市民、NPO、企業、学術機関、行政機関の全てであり、あらゆる主体が主役となり、脱炭素社会への機運醸成を図りながら、取組みを推進する必要があります。

また、地元大学と連携して、将来の脱炭素関連産業やサービスのニーズを見据え、人財育成・人財供給のしくみづくりが必要です。

今後、環境イベント、シンポジウムの開催、及び出前講演の実施などを通じて、企業等の様々なステークホルダー(利害関係者)との定期的な意見交換の場を設け、脱炭素社会への機運醸成を図り、産・学・民・官が一丸となって取組みを推進していきます。

(2) 庁内の横断的連携による推進

地球温暖化対策に関する緩和策と適応策は、行政の幅広い分野にわたっており、特に、本市が目指す「環境と経済の好循環」による「2050年の脱炭素社会」を実現するために、全庁横断的な連携による各種施策の着実な実施が必要不可欠です。

については、今後、全庁横断的な推進体制を整備し、施策について総合的な調整を行いながら、本計画の計画的な推進を図ります。

また、庁内の率先実行や適応策などのテーマに応じて庁内勉強会を開催し、最新情報や優良事例の共有、施策間の方向性の整合を図り、より効果的な取組みを推進します。

(3) 国・福岡県など他機関との連携

本計画の推進に当たっては、国や福岡県、他の環境モデル都市や近隣の自治体、福岡県が委嘱した「福岡県地球温暖化防止活動推進員」との情報交換を適宜行うとともに、「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」や「福岡県気候変動適応センター」などの関係機関と連携を図りながら、広域的な取組みが効果的な事業を推進します。

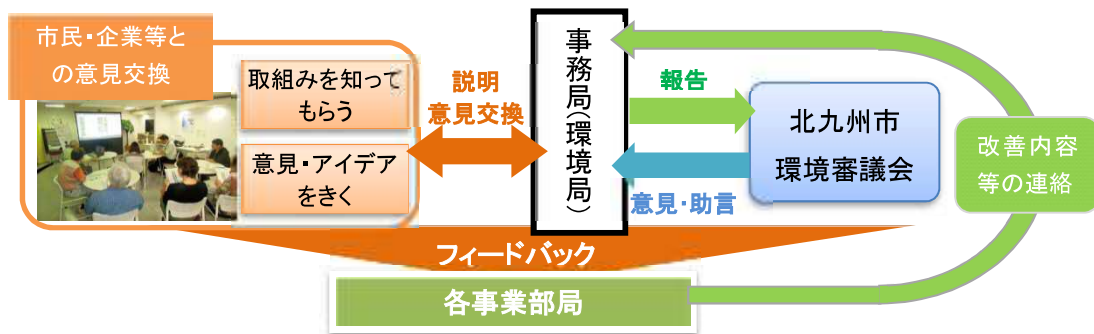
また、北九州都市圏域(連携中枢都市圏)を中心に、近隣自治体のニーズに応じて、再生可能エネルギー100%電力の普及促進や、脱炭素化技術・ノウハウの提供など、脱炭素化に向けた取組みを積極的に協力します。



(4) フォローアップ体制

本計画の進行状況等に関し、出前講演・出前トーク等を活用し、自治会やNPOなど様々な市民団体や、製造業をはじめとした市内事業者等と幅広く意見交換を実施し、その結果を「北九州市環境審議会」に報告し、意見・助言を受けます。その意見等を各事業に対する評価として、各事業部局へフィードバックして必要な改善等を行うことにより、本計画を一層効果的に推進します。

図表 10-1 フォローアップ体制図





3 計画の進行管理

(1) 緩和策(第4章から第8章まで)の進行管理

① 基本的な考え方

市域内からの温室効果ガス排出量等を推計して、目標の達成状況を確認します。

また、計画に掲げる各施策の取組み状況を把握するとともに、削減目標の前提となった条件を「進行管理指標」として定め、指標値の推移を把握し、目標の達成状況と合わせて、総合的な評価・検証を行い、施策の充実や変更を図り、効果的な進行管理を行います。

② 進行管理指標

削減目標の設定に当たって前提となった条件を中心に、進行管理指標を次のとおり設定します。

図表 10-2 進行管理指標

部門・分野	指標
全体に関わるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➤ CO₂総排出量、部門別CO₂排出量 ➤ エネルギー消費量、部門別エネルギー消費量 ➤ 部門別の活動量(世帯数、製造品出荷額等) ➤ 部門別の活動量当たりCO₂、エネルギー消費量 ➤ 電源構成、電力の排出係数(電気事業者)
家庭部門 業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ➤ LEDの普及率 ➤ 高効率給湯器等の普及台数 ➤ 二重サッシ、複層ガラスの普及率(家庭) ➤ 省エネ建築物の普及率(業務) ➤ 「CASBEE北九州」届出数(業務) ➤ ZEH、ZEBの普及率 ➤ 電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次世代自動車(HV、PHV、EV、FCV)の普及台数 ➤ 充電設備、水素ステーションの普及状況 ➤ 公共交通分担率 ➤ ノーマイカーデー、エコドライブ参加企業数
産業部門 エネルギー部門	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ(太陽光、風力等)の導入量 ➤ 省エネ対策の取組み状況、取組み事例 ➤ 電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)
その他の部門(廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プラスチックの分別協力率、焼却量 ➤ 食品ロス量
森林等による吸収	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 植樹本数 ➤ 緑地面積
環境活動・環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ➤ エコライフステージ参加者数、参加団体数 ➤ 環境学習施設来訪者数 ➤ 環境首都検定受検者数
国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 脱炭素化プロジェクト実施件数(累計) ➤ 戦略的環境国際協力の実施件数(累計) ➤ 研修員の受入れ数(延べ数)



③ 進行管理の方法

- I. 本計画を策定(改定)。 **Plan**
 - II. 計画に掲げる各施策(緩和策)を実施。 **Do**
 - III. 目標の達成状況、行政評価などを活用して各施策の進捗状況、及び進行管理指標の推移を取りまとめて、北九州市環境審議会への報告、同審議会からの意見・助言。 **Check**
 - IV. 評価結果を本市ホームページ等で公表するとともに、関係部局へ評価結果を共有し、必要な検討及び見直しを行い、各施策を実施。 **Action**
- ※即応的に対応すべき課題は、上記に限らず柔軟に見直し等を行うものとする。

(2) 適応策(第9章)の進行管理

① 基本的な考え方

計画に掲げる各施策の取組み状況を把握しながら、進行管理を行います。

また、現状では、気候変動予測が不確実性を有するものであるため、国や福岡県気候変動適応センター等と連携して、最新の科学的知見等を収集し、専門家の意見を踏まえながら評価検証を行い、施策の充実や変更を図り、効果的な進行管理を行います。

② 最新の科学的知見等の収集

次の手法等を用いて、最新の科学的知見の収集に努めます。

- 「日本の気候変動2020」(気象庁)、「九州・山口県の気候変動監視レポート」(福岡管区気象台)、「気候変動影響評価報告書」(環境省)、国の「気候変動適応計画」などの最新の報告書
- 「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」、「福岡県気候変動適応センター」などのサイト情報
- 「福岡県気候変動適応推進協議会」、「気候変動適応九州・沖縄広域協議会」への参画

③ 進行管理の方法

- I. 本計画を策定(改定)。 **Plan**
 - II. 計画に掲げる各施策(適応策)を実施。 **Do**
 - III. 行政評価などを活用して各施策の進捗状況を把握するとともに、気候変動やその影響に係る最新の科学的知見等を取りまとめて、北九州市環境審議会への報告、同審議会からの意見・助言。 **Check**
 - IV. 評価結果を本市ホームページ等で公表するとともに、関係部局へ評価結果を共有し、必要な検討及び見直しを行い、各施策を実施。 **Action**
- ※即応的に対応すべき課題は、上記に限らず柔軟に見直し等を行うものとする。



4 計画の見直し

同計画は、現在の国の地球温暖化対策やエネルギー政策を踏まえて策定したものです。今後の社会経済情勢の変化や、地球温暖化対策に係る国内外の動向を踏まえ、計画期間の中間点の5年後を目途に、計画の見直しの必要性について検討を行うこととします。

なお、国の地球温暖化対策計画の見直し等により検討が必要となった場合は、速やかに対応することとします。